

(平成 26 年度)

## 《入札・契約制度の改正について》

高知県

### (1) 工事費内訳書の提出対象の拡大

工事費内訳書の提出を求める対象を請負対象金額 1,000 万円以上（改正前；請負対象金額 2,500 万円以上）の建設工事に拡大。

○今後、計画的に対象を拡大

〔予定〕

平成 27 年 4 月 500 万円以上の工事

※ 状況を検証した上で、更なる拡大を検討

○記載内容

・工種等は、設計書に掲げる各工種、種別及び細別（建築工事の場合は、種目別及び科目別）に対応すること。

・請負対象金額 2,500 万円未満の場合は、記載内容を軽減する。工種等は、設計書に掲げる各工種及び種別（建築工事の場合は、種目別及び科目別）に対応すること。

※施行日

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用することとします。（以下の改正項目で別の定めがある場合を除き、施行日及び適用対象は同様です。）

### (2) 予定価格の事後公表の拡大

建設工事について、予定価格を事後公表とする範囲を、請負対象金額 2,500 万円以上（改正前；請負対象金額 3,000 万円以上）に拡大。

### (3) 現場代理人の常駐義務の緩和

#### (1) 現場代理人の常駐緩和継続

平成 25 年度に限り現場代理人の常駐義務を緩和することとしていたが、当分の間この取扱いを継続。

〈従来〉

○ 請負対象金額 2,500 万円未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）を複数受注した場合（件数の限度なし）

○ 請負対象金額 250 万円未満の工事を複数受注した場合（件数の限度なし）

○ 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約により受注した場合（ただし、同一機関の発注による工事に限る。）

○ 施工中の工事に隣接し、かつ関連性のある別の工事を受注した場合

〈平成 25 年度限りで緩和対象拡大〉

○ 請負対象金額 250 万円以上 2,500 万円未満の工事を含む場合（2 件を限度）



当分の間この取扱いを継続

## (2) 現場責任者と現場代理人の兼務緩和拡大

土木構造物の維持管理業務委託に係る現場責任者と現場代理人について、平成25年度に限り、現場代理人同士の兼務の場合と同様、兼務を承認することとしていたが、当分の間この取扱いを継続。委託対象金額（税込）250万円以上2,500万円未満の維持管理業務委託を含む場合は3件まで兼務緩和拡大。

## (4) 総合評価方式の改正

### (1) 企業の評価

#### ①「同種・類似工事の実績の有無」

評価の対象；過去15年間、平成10年度以降→過去10年間、平成16年度以降に短縮する。

評価の対象件数；4件まで→3件までとする。

#### ②「同種・類似工事の成績評定」

評価の対象；平成20年度以降→平成21年度以降の実績とする。

#### ③「優良工事表彰の有無」

評価の対象；平成18年度以降→平成19年度以降の実績とする。

#### ④「地域内拠点の有無」

評価の配点；15点→10点に縮小する。

#### ⑤「重機保有の有無」

評価の方法；保有の有無→保有台数に応じた評価とする。

#### ⑥地域性・社会性評価として、「自社工場（製作）の有無」を追加し、工場製作を伴う工事に適用。高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作する場合に評価の対象とすること。

#### ⑦地域性・社会性評価として、「若手技術者の育成の状況」を追加し、次のいずれかに該当する場合に評価の対象とすること。

ア 公告において配置技術者要件として求める資格を有する開札日において

41歳未満の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合

イ 公告工事の種類に係る建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する開札日において41歳未満の技術職員を現場代理人として配置する場合

※ イの現場代理人として配置する技術職員は、入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があること。41歳未満の技術職員を主任（監理）技術者と現場代理人に1名ずつ配置する場合でも、1名分のみの加点（10点）とする。

※ 入札参加申請時に現場代理人配置予定の若手技術者を特定することができない場合には、それぞれの技術者について現場代理人配置予定若手技術者名簿を提出すること。

### (2) 配置予定技術者の評価

#### ①「同種・類似工事の従事実績の有無」

評価の対象；過去15年間、平成10年度以降→過去10年間、平成16年度以降に短縮する。

評価の対象件数；4件まで→3件までとする。

②「同種・類似工事の成績評定」

評価の対象；平成20年度以降→平成21年度以降の実績とする。

③「優良工事表彰の有無」

評価の対象；平成18年度以降→平成19年度以降の実績とする。

(3) 評価の担保

①「自社工場（製作）の有無」において県内自社工場製作有りとして評価を受けたが、自社工場製作を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置（－8点）を行うこと。

②「若手技術者の育成の状況」において現場代理人に配置予定の若手技術者として届け出た現場代理人を、契約の締結に際し理由なく変更したときは落札決定を取り消すこと。

(4) 談合により受注した工事の評価の取扱い

※この取扱いは、平成25年3月18日から適用しているが、その対象を拡大。

〈従来〉

国、県、市町村等が高知県内で発注した公共工事のうち、平成24年10月17日以降、次のいずれかに該当することとなった工事については、当該工事の受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員及びその他の構成員）は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできない。（入札参加資格の施工実績としては認める。）

企業の評価項目（「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」）に関し、評価の対象とは認めない。

- 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員）が独占禁止法違反行為により課徴金納付命令を受けた場合において、その対象となった工事
- 受注者が独占禁止法違反行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金免除となった場合において、その対象となった工事
- 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事



〈追加〉

- 受注者が公正取引委員会の排除措置命令において独占禁止法第3条の違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事

(5) 建設工事請負契約書等の改正

(1) 建設工事請負契約書等の賠償金条項の改正

独占禁止法違反があった場合に適用する契約書の賠償金条項を、次のとおり改正。独占禁止法違反による違約罰としての違約金条項を新設。

〈現行〉

- 課徴金納付命令等が確定した者に対し、賠償額の予定（請負代金額の 20%）の条項により賠償金を請求。
- 課徴金免除を受けた者等に対し、民法第 709 条の規定（不法行為）に基づき賠償金を請求。

〈改正後〉

- 課徴金納付命令等が確定した者に対し、賠償額の予定（請負代金額の 10%）及び違約罰としての違約金（請負代金額の 10%）の条項により賠償金及び違約金を請求。違約罰としての違約金については公正取引委員会の課徴金制度と連動した減額措置を講ずる。
- 課徴金免除を受けた者等に対し、賠償額の予定（請負代金額の 10%）の条項により賠償金を請求。

(2) 建設工事請負契約書等の契約解除条項の改正

独占禁止法違反による課徴金免除を受けた者等に係る契約解除条項を新設。

(3) 遅延利息等の利率の改正

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する「財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率」が改正されることを考慮し、契約書標準書式が改正されることから、受注者から請負代金の前払金の返還を受ける場合の遅延利息等の利率を年 2.9%（改正前：年 3.0%）に改正。

(4) 工事が完成した後の施工実績等の譲渡に伴う債務引受

受注者に対して、受注者が工事完成後（業務完了後）に工事の施工実績等（委託業務の履行実績等）を第三者に譲渡する場合に、注意的に、実績の譲渡に併せて瑕疵担保責任、賠償金及び違約罰としての違約金に係る債務を引き受けさせる義務を課す条項を新設。

※施行日

これらの改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に締結する契約から適用することとします。

(6) 低入札価格調査制度の取扱いの改正

低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札において、平成 26 年度より低入札調査時に下請予定業者の見積書において法定福利費が計上されていることを確認。法定福利費が計上されていない場合、施工体制確保の確実性において減点評価するよう改正。

(7) 契約書の提出期限の改正

契約書の提出期限について、落札決定の日から 14 日（閉庁日を含む。）以内（改正前；10 日（閉庁日を含む。）以内）に改正。

## (8) 随意契約に係る改正

### (1) 随意契約における見積の手續に要する日数の短縮

入札の不調又は不落への対応として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項

第 8 号又は第 9 号の規定により入札の不調若しくは不落の場合又は落札者が契約を締結しない場合に行う随意契約において、最低 10 日間を確保することとしている見積の手續に要する日数の短縮を可能とするよう改正。

### (2) 1 号随意契約における随意契約理由書の作成

随意契約とした理由は、予定価格が 250 万円を超える建設工事について随意契約理由書により公表することとしていることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により予定価格 250 万円以下の建設工事について随意契約とする場合は、随意契約理由書の作成を要しないこととするよう改正。

※施行日

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に見積合わせ実施通知を行う随意契約から適用することとします。

## (9) 特定建設工事共同企業体に係る取扱いの改正

特定建設工事共同企業体の構成員の一部について、会社更生法の規定に基づく更生手續開始の申立てがなされた場合等の取扱いについて定めるよう改正。

## (10) 建設工事請負契約の債権譲渡に係る取扱いの改正

県発注工事を施工中である受注者が建設業の事業譲渡を行う場合及び会社分割を行う場合に、当該工事に係る請負契約上の権利及び義務を継承するための手續を定めるよう改正。

## (11) その他

### (1) 消費税及び地方消費税の税率改正

消費税及び地方消費税の税率改正に伴う規定の整理。

### (2) 特定調達額の金額の範囲変更

特定調達額の金額の範囲が、平成 26 年 1 月 24 日付け総務省告示第 11 号により変更され、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に締結される契約について適用することとされたことに伴う改正。

(建設工事請負 19 億 4,000 万円→20 億 2,000 万円、委託業務 1 億 9,000 万円→2 億円)